

【金利優遇を受けるための住宅の条件】

次のいずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。

当初20年間の金利を年0.3%優遇

【フラット35】S(20年優遇タイプ)(新築住宅・中古住宅共通の基準)

バリアフリー性

- (1) 高齢者等配慮対策等級4または5の住宅
(共同住宅の専用部分は等級3でも可)

省エネルギー性

- (2) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅(一戸建てに限る)(予定)

耐震性

- (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅

耐久性・可変性

- (4) 長期優良住宅(※1)

(注) (1)及び(3)の技術基準は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても【フラット35】S(20年優遇タイプ)をご利用いただけます。

(※1) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき「長期優良住宅」の認定を受けた住宅です。

【フラット35】S(新築住宅・中古住宅共通の基準)

当初10年間の金利を年0.3%優遇

バリアフリー性

- (1) 高齢者等配慮対策等級3、4または5の住宅

省エネルギー性

- (2) 省エネルギー対策等級4の住宅

耐震性

- (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2または3の住宅
(4) 免震建築物(※2)

耐久性・可変性

- (5) 劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2または3の住宅
(共同住宅等については、一定の更新対策(※3)が必要)

(注) 各技術基準は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級等と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても【フラット35】Sをご利用いただけます。

(※2) 免震建築物は、住宅性能表示制度の評価方法基準1-3に適合しているものを対象とします。

(※3) 一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱がないことです。

【フラット35】S(中古タイプ)(中古住宅特有の基準)

当初10年間の金利を年0.3%優遇

バリアフリー性

- (1) 浴室及び階段に手すりが設置された住宅
(2) 屋内の段差が解消された住宅

省エネルギー性

- (3) 二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅
(4) 建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅(省エネルギー対策等級2以上)又は、中古マンションらからフラット35のうち、【フラット35】S(中古タイプ)として登録された住宅(※4、※5)

(※4) このほか、新築時に【フラット35】を利用して建設された住宅等、省エネルギー対策等級2相当以上の住宅であることが確認できる場合は対象となります。

(※5) 中古マンションらからフラット35のうち【フラット35】S(中古タイプ)と登録された住宅についてはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認いただけます。

(ご注意) 上記の基準のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準に適合することが必要です。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(平成21年6月4日現在)